

一般社団法人日本スリープマネジメント協会規約

第1条（名称）

当法人は、一般社団法人日本スリープマネジメント協会と称し、英文では Japan Sleep Management Association、略称 SLMA と表記する。

第2条（目的）

当法人は、睡眠の管理、及び睡眠品質の向上による健康増進の普及を目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

1. 健康生活における睡眠、及び睡眠管理の重要性の啓蒙
2. 睡眠と健康に関する調査・分析・研究、及び情報収集・報告・提案・情報提供
3. 業界の壁・枠を超えた、組織横断的な睡眠改善活動
4. ストレスチェック以降の職場におけるメンタルヘルス対策訴求と、快眠企業の育成
5. 運輸業界における睡眠・健康起因事故の削減と健康運転の推進
6. 子供の健全な睡眠の支援と、眠育活動
7. 高齢者のための睡眠改善支援と、健康寿命の延伸
8. アスリートの睡眠改善によるパフォーマンス向上支援
9. 睡眠市場の活性化と、健康立国への貢献
10. 前各号に関する専門家の教育・養成、及び研修の実施、並びに養成所等の施設・機関の運営
11. その他、前各号に付帯する一切の業務

第3条（事務局）

一般社団法人日本スリープマネジメント協会事務局

（所在地） 東京都中央区銀座 4-14-6

第4条（会員）

会員は以下の通りとする。

- （1） 賛助会員：当法人の趣旨、及び活動内容に賛同し、別に定める入会金・会費を納める企業・団体・個人
- （2） 正会員：当法人の趣旨、及び活動内容に賛同し、当法人の運営に携わり、議決権を有し、別に定める入会金・会費を納める、睡眠・スリープマネジメント分野のビジネス展開を目指す企業・団体・個人

第5条（入会）

賛助会員：当法人所定の様式による申し込みをし、代表理事の承認が必要。

正会員：当法人所定の様式による申し込みをし、代表理事、及び理事会の承認が必要。

第6条（退会）

任意退会：いつでも退社することができる。ただし1か月以上前に当法人に予告するものとする。

第7条（会費）

賛助会員：1会員につき入会金10,000円、年会費40,000円とする。

正会員：1会員につき入会金30,000円、年会費120,000円とする。

1. 会費は年度当初または入会時に徴収し、事業年度途中で加入する場合は、月割での一括徴収とする。
2. 納入された会費はいかなる場合でも返却しない。
3. 会費の納入が継続して1年以上されなかったときは会員資格を喪失する。

第8条（事業年度）

当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

第9条（会員規約に定めのない事項）

この会員規約に定めのない事項については、定款によるものとする。

附則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。